

○農林水産省令第三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）  
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法  
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め  
る。

平成十七年一月十四日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 村上誠一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）別表二の付表第七中「パレンシア種及  
びワシントンネーブル種のスイートオレンジ、  
レモン、インペリアル、エレンデール、マーコッ  
ト並びにミネオラ」を「カンキツ属植物」に改め  
る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。